

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年2月5日(月)午後1時27分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	村	田	正	己
3番	山	本	喜	八郎
4番	中	西	義	晴
5番	吉	川	敏	彦
6番	上	田	幸	子
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	小	寺		均
10番	西	村		裕
11番	南		和	弘
13番	林			勉
14番	田	口	洋	輔
15番	曾	束	竹	司
16番	南		秀	和
18番	小	森	保	豊
19番	茨	木		清
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

12番	松	村	敏	彦
17番	内	田	孝	司

5. 会議録署名委員 3 番 山 本 喜 八 郎
 4 番 中 西 義 晴

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条 第 1 項の決定について（利用権設定）
議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条 第 1 項の決定について（所有権移転）
報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出）
報告第 2 号	農業用施設（農地法施行規則第 29 条第 1 号）の建築届出について（農業用施設）

8. 会議の経過

(事務局長)

ご案内をしておりました時間より少々早い訳でございますが、皆さんお揃いになりましたので、まず総会を始めさせていただく前に、田口委員より少しお時間をいただきたいということでお申し出をいただきましたので、皆さんよろしいでしょうか。
それでは田口委員、よろしく申し上げます。

(田口委員)

先日は皆様お忙しい中、私の祖母の葬儀に参列していただき、まことにありがとうございます。

(事務局長)

それでは平成30年第2回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。
本日、内田孝司委員、松村委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定） 8件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権移転） 1件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出） 1件
- 農業用施設（農地法施行規則第29条第1号）の建築届出について（農業用施設） 1件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。3番の山本委員、4番の中西委員でございます。

(会長)

ます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の議題に基づきまして進めていきます。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について」利用権設定を議題とします。

受付番号6について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる1月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

2番 村田委員

4番 中西委員

7番 田中会長

11番 南和弘委員

18番 小森委員

20番 林吉一委員

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

利用権の設定につきましては、本日8件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

それでは、議案第1号受付番号6につきましては議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当地の写真の1ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく願いします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員)

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

ただ今報告をいただきました、議案第1号受付番号6の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号6の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして受付番号7について事務局より説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号7につきましては、議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、報告をお願いいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

はい、ご苦労様です。議案第1号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご

(会長)

質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号7の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第1号受付番号8について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号8につきましては議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第1号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第1号受付番号8の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号8

(会長)

の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議していただく議案第1号受付番号9につきましては、●●●委員に関する農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後、入室・着席をしていただきます。

(●●●委員 午後1時36分 退席)

(会長)

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号9につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

この借手につきましては農地所有適格法人でございます。所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員)

議案第1号受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われまます。

(会長)

はい、ご苦労様でした。議案第1号受付番号9の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号9の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定いたします。

(●●●委員 午後1時38分 入室)

(会長)

●●●委員、入室をしていただいたところで、これから審議をしていただく議案第1号受付番号10、受付番号11、受付番号12、受付番号13につきましましては、●●委員に関する農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席をしていただきます。

(●●委員 午後1時39分 退席)

(会長)

これから審議していただく議案第1号受付番号10、受付番号11、受付番号12、受付番号13につきましましては、借主が同じでございますので、まとめて事務局より説明願います。

(事務局)

議案第1号受付番号10につきましましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましましては記載のと

(事務局)

おりでございます。この案件につきましても、借手は農地所有適格法人でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

続きまして、受付番号11につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく5ページをご覧ください。

続きまして、受付番号12につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、1ページ飛びまして7ページの方をご覧ください。

次に、受付番号13につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページと6ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員)

議案第1号受付番号10、受付番号11、受付番号12、受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

はい、ご苦労様でした。議案第1号受付番号10、受付番号11、受付番号12、受付番号13の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見

(会長)

ご質問はございませんか。4件一緒の案件でございます。何かございませんか。

よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号10、受付番号11、受付番号12、受付番号13の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後1時42分 入室)

(会長)

はい、では村田委員が入室をいただいたところで次の議案にまいりたいと思います。議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、こんどは所有権移転の関係でございますが、議題といたします。

受付番号2について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号2につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。この案件につきましては、12月総会において、地主の方から京都府農業総合支援センターの方に所有権の移転されたもので、このたび、担い手の方に所有権移転するという案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

所有権移転につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく
お願いいたします。

(●●委員) 議案第2号受付番号2の案件につきまして、現地
調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思
われます。

(会長) はい、ご苦労様でした。議案第2号受付番号2の
説明と報告が終わりました。この件につきまして何
かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようござ
います。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2
の可否について、可とすることに賛成の委員さんの
挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたし
ます。

これで、審議は終わります。これより報告に入
ります。

報告第1号受付番号1農地法第5条第1項第6号
の規定による転用届出について、5条届出を事務局
報告願います。

(事務局) 報告第1号受付番号1につきまして議案書10ペ
ージをご覧ください。内容につきましては記載のとおり
でございます。5条届出でございますので、市街
化農地において所有権移転を伴う農地転用ござい
ます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の
写真9ページをご覧ください。本件につきましては、

(事務局)

1月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決といことで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

それでは会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今報告第1号受付番号1の報告がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。5条の届出、市街化区域のものでございますが。

よろしいですか。一般の個人住宅の建築ということになっておりますがよろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございますので、次の報告に行きます。

これから報告をしていただく報告第2号受付番号1につきましては、●●委員に関する農業用施設の建設届出の案件でありますので、当該事案の報告開始から終了まで退席をお願いいたします。報告終了後に入室・着席をしていただきます。

(●●委員 午後1時46分 退席)

(会長)

それでは、報告第2号受付番号1農業用施設、農地法施行規則第29条第1号の建築届出について、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第2号受付番号1につきまして議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。10ページ下に、すでに小屋が建っておりますが、こちらは残したままこちらの後ろ側に農業用倉庫をもう1棟建てられるというような案件でございます。

(事務局)

尚、本件につきましては、届出者が1月16日に亡くなられております。1月16日付けで届出の受理をさせていただいた時には、ご存命であったことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

報告第2号受付番号1の報告がありました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。農小屋の建築でございます。よろしいですか。

はい、●●●●委員。

(●●●●委員)

これ、できた場合の登記やらどうするんですか。本人がいはらへん場合にね。亡くなられてる時に、登記の時にどうするのか。

(事務局)

登記につきましては、これから相続をされて、誰が所有者になるかを決定いただきます。決定いただいた方で登記をしていただくわけなんですけれども、建築確認であったりとか、他の申請の手続きもありますので、そちらの指示に従っていただくということになっております。

(会長)

よろしいですか。

(●●●●委員)

はい。ほんなら1年先やな。

(事務局)

そうですね。

(●●委員)

すみません。

(会長)

●●委員。

(●●委員)

これね、全体が550㎡という畑のようなんですけれども、今回が194.23ということは、既存の倉庫、これを合わせたらどれくらいになるねんやろう。ということは、特例の部分に該当しないのかどうか。その面積はどないなってるんやろうかなということ。

(事務局)

はい。既存の部分を足してしまいますと200㎡を超えてしまうような案件ではございます。この4条転用の例外規定といたしまして、200㎡以下の農業用施設であった場合は、許可がいないというふうになっておるところなんですけれども、既存の部分は足す必要がないというふうに京都府等も判断して良いというふうに聞いておりますので、今回はあくまでも、新しく建てる部分だけで200㎡以下であるので例外に当たるというふうな判断でございます。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

そうするとね、実際1年おきに200㎡ずつ広げていくということは可能なんやね。

(事務局)

今おっしゃられましたとおり、理屈上は可能ではございますけれども、実際は届出をいただく時に、この農地に農業用施設が本当に必要かどうかということを出書に書いていただく必要がございますので、その部分が随時増やしていくという形になりますと記載ができないのではないかと、そういうふうなことはしないように指導をしておるところでございます。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員) はい、結構です。

(事務局長) すみません。現実的なお話で言いますと、今回たまたま隣接して、よその農業用倉庫がございまして、そちらを将来的にこちらに移行してくるというところなんですけど、●●牧に農地をお持ちで●●で農地をお持ちで、より効率よく農業をしようということで、それぞれで農業用倉庫を建てるとかいうようなケースもございまして、それぞれ必要なかたちの農業用倉庫が建築されていくというようなところの、届出をする時には確認をさせていただきつつ、受理をしていくというような形で、取り扱いをさせていただいておりますので。先ほど田口が申しましたとおり、ずっと200㎡を続けて建てていくというような形というのはあまりケース的には考えにくい、過去には、3棟4棟建ってくるということはないかと思うんですけど。そういう所は、本当に必要かどうかというところを見極める中で、判断をしていきたいというふうに思っております。

(会長) ●●委員、よろしいですか。

(●●委員) はいはい。本来4条での届出やと、僕は個人的には思うんですけど、既存と合わせて。結構です。

(会長) よろしいですか。

(●●委員) はい。

(会長) その他、何か。よろしゅうございますか。
それではその他ご意見ご質問がないようです。それでは●●委員の入室をお願いします。

(●●委員 午後1時52分 入室)

(会長)

●●委員の入室をいただいたところで、これで予定した審議と報告は終わりたいと思います。

午後1時53分 終了